

徳島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス海陽店
海部郡海陽町大里字杉谷七八番地三ほか
- 二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示
令和四年徳島県告示第二百五十七号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）
- 三 法第八条第一項の規定により海陽町から聴取した意見の概要
住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保並びに生活環境の悪化の防止のための対応策については十分に配慮し、トラブル等が生じた場合は誠意をもって対応すること。
- 四 意見の縦覧場所、期間及び時間
 - 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び海陽町商工観光課
 - 2 縦覧の期間 令和四年九月九日から同年十月九日まで
 - 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで